

# 関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
40	国立公園の集団施設地区において保養所等を公園事業(宿舎)として認める要件の明確化及び認可権限の都道府県知事への移譲	環境省	1~2



National Parks of Japan **国立公園の指定と公園計画**

■ 保護のためのゾーニング  
 ■ 利用のための施設配置

保護のための計画  
 特別保護地区  
 第1種特別地域  
 第2種特別地域  
 第3種特別地域  
 普通地域

利用のための計画  
 園地  
 山小屋・お山  
 キャンプ場  
 駐車場  
 デジタルセクター  
 車道  
 歩道  
 遊覧船

特別保護地区  
 第1種特別地域  
 第2種特別地域  
 第3種特別地域  
 普通地域  
 公園地域外

1

National Parks of Japan **公園計画の体系**

**公園計画**

**規制に関する計画**

**保護規制計画**  
 各種行為規制に関するゾーニングの計画  
 ・特別保護地区  
 ・特別地域  
 ・普通地域 等

**利用規制計画**  
 マイカー規制等の利用の規制に関する計画

**事業に関する計画**

**保護施設計画**  
 国立公園の自然を保全、再生するために必要な施設  
 ・自然再生施設  
 ・植生復元施設 等

**利用施設計画**  
 国立公園にふさわしい利用を推進するための施設整備の計画  
 ・集団施設地区  
 ・歩道、車道、園地、駐車場、宿舎  
 スキー場、野営場、博物展示施設 等



## 許可と認可のフロー

### Step1

区域の指定  
& 公園計画の策定

### Step2

#### 特別地域の指定

風致景観を保全するため、影響を及ぼす行為（工作物の設置、木竹の伐採等）を一律に規制

#### 事業決定

施設整備にあたり、国立公園の保護と利用に必要な施設の規模、収容力などの概略を決定

### Step3

#### 行為許可

・財産権を尊重し、風致景観への影響が少ない行為について、基準の範囲内で許可

#### 事業執行

・国立公園事業は国が執行  
・国以外の者は環境大臣の同意または認可を受けてその一部を執行することができる



## 公園事業の審査基準

国立公園事業取扱要領（平成22年4月1日自然環境局長通知）

（執行の協議又は認可の審査基準）

### 第10

1. 法第10条第2項に基づく協議又は同条第3項に基づく認可は、申請の内容が次に掲げる要件に適合するものに対して行うものとする。
  - (1) 国立公園計画及び国立公園事業の決定事項に適合すること。
  - (2) 国立公園管理計画の規定に適合すること。
  - (3) 付帯施設がある場合には、当該付帯施設が「国立公園事業の執行に係る付帯施設の取扱いについて」の規定に適合すること。
  - (4) 公園施設の位置、規模及び構造が、執行内容に対して適正であり、安全性及び利用上の快適性が確保されていること。
  - (5) 公園施設の管理又は経営の方法が適切であること。
  - (6) 申請者が、公園施設を適正に管理又は運営するために必要な資産、経理的基礎及び能力を有していること。
  - (7) 利用施設事業については、特定の団体又はその構成員等の使用を目的とするものでないこと。
  - (8) 国立公園事業の執行が国立公園の保護又は利用に支障を及ぼすものでないこと。
  - (9) 国立公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件を国立公園事業の用に供するための権原を有していること。
  - (10) 国立公園事業の執行が、他の法令の規定により許可その他の処分を要するものであるときは、その許可等を得られる見込みがあること。
  - (11) 申請等の事項について客観的な検証資料が示されていること。